自治会加入促進マニュアル (手引書)



鹿沼市自治会連合会(自治会加入促進特別委員会)発行

目 次

1.	はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2.	本書の活用について ・・・・・・・・・・・・・ 1
3.	自治会の必要性と活動 ・・・・・・・・・・・・・ 2~4 (1)自治会の必要性 (2)自治会の活動
4.	情報収集体制と勧誘活動体制(組織体制の構築) ・・・・・・ 5~8 (1) 新たに居住してきた(してくる)住民に対して(2) 以前から居住している住民に対して(3) 地域イベント等への協力体制と未加入者へのアプローチ(4) 自治会未加入者と接する機会を維持するために
5.	自治会加入促進の進め方 ・・・・・・・・・・・・・・ 9~22 (1) 呼びかけの手順 (2) 訪問方法 (3) 分譲住宅・集合住宅居住者への加入呼びかけ (4) 学生・短期居住単身者への加入呼びかけ (5) 外国人への加入呼びかけ (6) 事業者に対する働きかけ (7) 自治会加入勧誘活動の流れ(フローチャート) (8) 一般的な想定質問と回答例(Q&A)
6.	自治会の円滑な運営と活性化のためのヒント・・・・・ 23~25
7.	事例集 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26~28
8.	訪問時の話しかけ方・勧誘文書(例示) · · · · · · · 29~30
9.	本市の主な自治会活動 ・・・・・・・・・・・・・ 31
Ο.	資料・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32~34・自治会加入促進基本綱領・自治会加入促進特別委員会規約

1

1. はじめに

自治会は、同じ地域に住む皆さんが、互いに協力しあって自主的に運営している最も身近な住民自治組織です。そして、日ごろから交流を通じて連帯感を深め、地域に 共通する様々な課題をみんなで協力して解決する役割を担っています。

近年、各地で起きている大地震や豪雨による自然災害などでは、個人の力だけでは 生活面の再建も難しく、地域住民が力を合わせていかなければならない状況である ことから、改めて地域コミュニティのつながりが重要視され、自治会に対する期待も 高まっています。

しかしながら、住民の価値観の多様化や近隣関係の希薄化などにより、自治会活動に関心を持たない世帯が増えており、自治会加入率は年々低下しています。加入率の低下は、活動の担い手確保に支障をきたすとともに、いざというときの地域で支え合う力にも影響を及ぼすことから、鹿沼市においても、加入率を向上せねばならないことを決意し、加入促進特別委員会を発足いたしました。

加入促進特別委員会では、全ての住民に加入していただきたいと考えています。

2. 本書の活用について

本書では、自治会未加入世帯への加入呼びかけの際の基本的な方法や実践例、予想される質問などについてまとめました。

役員の皆様には、自治会活動や自治会の必要性を説明する際に、このマニュアルを 参考にしていただき、皆様の地域にあった形で加入促進活動をさらに進めるための 一助としてご活用いただけると幸いです。



3. 自治会の必要性と活動

(1) 自治会の必要性

自治会は、『向こう三軒両隣』『互近助(ごきんじょ)づきあい』を基本とした『助け合い』と『共助』の組織で、住民の皆さんが協力して、地域の安全・安心に取り組むとともに、住民の親睦を図り、住みよいまちづくりを築いていくための団体です。

地域の皆さんに加入を呼びかける際には、自治会活動の役割をしっかりと伝えることが重要です。

つながりができ、「いざ」というときに助け合える

地域イベントなどに参加することで、子どもから高齢者まで幅広い世代と接することができます。地域の活動を通じ、地域の人とのつながりができ、『いざ』というときに助け合える関係を築くことができます。

※阪神・淡路大震災において、倒壊した建物などの下敷きから救出された人の約8割が、家族や近隣住民によるものだったと推計されています。いざという時の活動が機能するためには、普段からの地域住民同士のつながりがとても大切です。

住みよい生活環境づくりができる

子どもや高齢者の見守り、防災や防犯、清掃活動など、住みやすい地域をつくることができます。

さまざまな地域の情報が得られる

地域や行政からのお知らせ、連絡事項など、暮らしに関わる重要な情報を入手することができます。

行政に対する相談・要望が効果的になる

地域の課題を相談、要望する際は、個人で行うよりも自治会を通して相談、要望することで、地域全体の問題とすることができ、行政もスムーズに対応できます。

『向こう三軒両隣』 『互近助(ごきんじょ)づきあい』とは?

自分の家の向かい側の三軒と左右の二軒の家と親しく付き合うという昔の 習慣で、地域の住民がお互いに支え合い、良好な生活環境を築いていく関係 づくりをいいます。

自治会の役割

1. 地域での人と人との支え合い

『向こう三軒両隣』『互近助づきあい』のつながり、必要なときに支え 合う身近な顔が見える関係づくりの場

2. 防災訓練などの地域での体制づくり

災害に備えた定期的な防災訓練の実施や、非常時に必要となる物資の 常時保管・管理

3. 安全・安心な地域づくり

防犯灯の設置・維持管理、防犯パトロールなどを通じた安全・安心に生活できる環境づくり

4. 行政からの情報提供

自治会へ送付される市やその他の機関からのお知らせや催しなどの情報を回覧・掲示

5. 子どもや高齢者の見守り

子どもや高齢者の見守り活動などを通じて、住民がお互いに助け合い、 安心して暮らせる環境づくり

6. 地域の環境美化

ゴミ拾いや清掃などの美化活動を協力して行い、生活環境の維持・改善を図る

7. 行事・レクリエーションなどのイベント開催

祭りの開催や各種サークル活動などを通じて、住民同士の交流を深め、 より良い人間関係を構築する

8. 地域資源の保護・伝承

地域にある固有の伝統、文化や自然などの資源を守り、次世代につなぐなど、魅力ある地域づくり

9. 地域の課題への取り組み

個人では解決できない地域の課題を地域住民が一緒になって考え、必要に応じて行政と連携し、解決に努める

(2) 自治会の活動

自治会は、地域の実情に応じた課題解決に向けて様々な活動を行っていますが、 未加入者の中には、『自治会はいったい何をしているのだろう・・?』と感じている 方も多くいます。

下記のような具体例を挙げ、活動をより身近に感じてもらうことにより、地域の支え合いが重要であることをご理解いただき、加入への呼びかけを行いましょう。

例1 防災訓練の実施や物資の備蓄など

災害時の初期消火活動、避難誘導などに地域住民が自発的にあたれるように、自治会では定期的に訓練を実施しています。

また、公園や自治会館などに防災倉庫を設置し、 非常時の物資を常時保管・管理しています。

例2 「防犯灯」の設置・維持

屋外で目にする防犯灯は、すべてが市などの行政負担で設置・維持管理されていると思われがちです。しかし、市で設置された防犯灯の電気代などの一部は、自治会が負担しています。会費や市補助金から維持費用を負担し、何気ない日々の生活では気づかない暮らしの安全・安心を自治会が支えています。

例3 防犯パトロールの実施

近年、子どもや高齢者を狙った犯罪が多発している中、自治会では地域ぐるみで子どもや高齢者を事件や事故から守るため、『防犯パトロール』を実施しています。地域が一丸となり、安全・安心に取り組む姿勢は、地域内での犯罪や事故の発生抑止につながっています。

例4 高齢者の見守り活動

高齢者が孤立せず、安心して暮らせる環境をつくるためには、日頃の見守り活動によるふれあいが重要です。自治会では、地域において、ひとりで暮らす高齢者や高齢者のみの世帯に対し、積極的な声かけや訪問、サロン活動の実施などを通じて、地域住民が主体となって、高齢者を支えるまちづくりを行っています。

4. 情報収集体制と勧誘活動体制(組織体制の構築)

(1) 新たに居住してきた(してくる)住民に対して



家を新築している







一戸建て住宅・アパート・マンションに引っ越してきた

気づいたら







町民・役員



情報提供 協力依頼 組長(班長)・役員

情報伝達

情報伝達



~ 自治会『勧誘組織体制』~

- 1) 常時自治会内に勧誘組織を設置する。
 - ・自治会三役をはじめ役員が任に当たる。
 - ・組長(班長)まで構成員とする。
- 2) 大規模自治会は 100 世帯区割りする。
 - ・100世帯程度毎に責任者を数名置く。
- 3) 勧誘活動は役員を含む2~3人程度で当たる。
- 4) 場合により各種団体役員も含めて当たる。
- 5) その他、事例集等(19・23~31ページ)を参考に



(2) 以前から居住している住民に対して



自治会に興味がない



自治会を退会した



加入方法がわからない





勧誘活動



自治会・育成会イベント等案内

役員·育成会·PTA等







育成会役員等も勧誘活動に協力

- ・勧誘に応じない場合であっても 年に2回程度は声掛けすること
- 一回の勧誘は5分程度とすること
- ・訪問時は自治会パンフレットや 行事案内を必ず持参すること

参加

イベント時に 自治会案内パンフレット等を 配布して、加入促進を促す



地域イベント

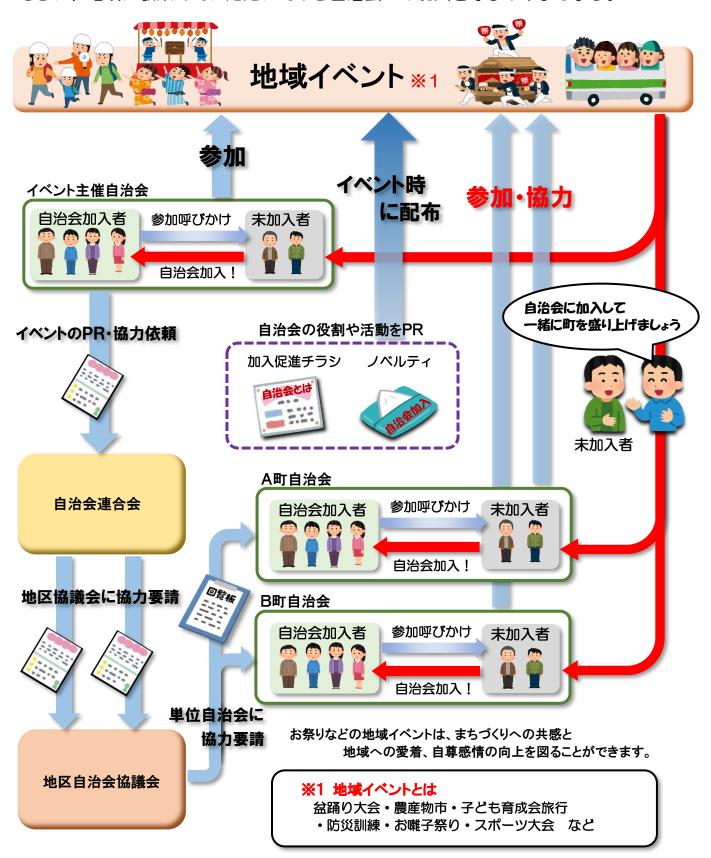
~ 自治会『勧誘組織体制』~

- 1) 常時自治会内に勧誘組織を設置する。
 - 自治会三役をはじめ役員が任に当たる。
 - ・組長(班長)まで構成員とする。
- 2) 大規模自治会は 100 世帯区割りする。
 - ・100 世帯程度毎に責任者を数名置く。
- 3) 勧誘活動は役員を含む2~3人程度で当たる。4) 場合により各種団体役員も含めて当たる。
- 5) その他、事例集等(19・23~31ページ)を参考に



(3) 地域イベント等への協力体制と未加入者へのアプローチ

地域住民の中には、自治会に関心のない方や、中には不満を抱いている方もいます。 無理に自治会への加入を求めるのではなく、まずは地域のイベント等に参加して もらい、地域に馴染んでいただいてから自治会への加入を呼びかけましょう。



(4) 自治会未加入者と接する機会を維持するために

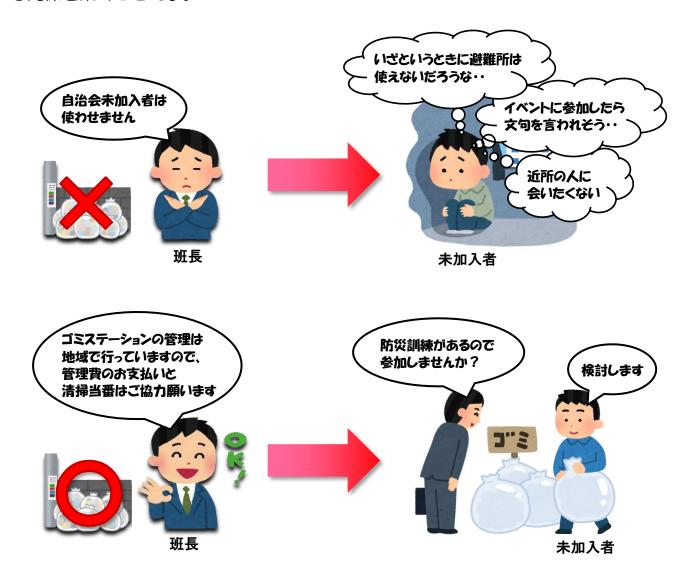
自治会未加入者と接する機会がなければ、そもそも地域イベントの案内や自治会への勧誘ができません。

町によっては、自治会に加入しないとゴミステーションの利用を断っている町もありますが、断ることによって勝手にゴミを出されてしまうなどのトラブルを招くほか、使わせないことで未加入者との交流が完全に途絶えてしまいます。

ゴミステーションを共有することで、地域イベントの案内や自治会加入を促す機 会の維持につながります。

自治会未加入者であっても、自治会費とは別にゴミステーション管理費を徴収したり、掃除当番を割り当てるなどして、住民全員が顔見知りでいられる環境作りを心がけましょう。

自治会の枠を超えた考え方として大切にしていただきたいことは、自治会加入の有無にかかわらず住民同士が協力し、『いざ』というときには、地域全体で助け合える関係を築くことです。



5. 自治会加入促進の進め方

自治会に加入していただくためには、訪問前の準備と的確な加入の働きかけを行うことが重要です。

(1) 呼びかけの手順

自治会への加入を呼びかけるには、まず未加入世帯の状況を把握し、説明のための 資料を作成するなどの事前準備を行うことが必要です。次に挙げる各ポイントを確 認し、効果的な加入促進を実践しましょう。

①未加入世帯を把握しましょう

新築の分譲地、マンションなどの情報を収集し、転入者の状況を把握しましょう。

マンションなどの集合住宅については、家主や管理会社を把握しておきましょう。



家主や管理会社がわからない場合は、まず近隣の会員や管理人などに聞いてみましょう。



2自治会の役割を再確認しましょう

自治会の役割を再確認し、役員間で認識を共有しましょう。(3ページ参照)

自治会活動内容の一覧を作成しておきましょう。

自治会への加入の呼びかけには熱意を持って、臨むようにしましょう。



想定される質問に応えられるように、Q&A(20~22ページ)を参考に事前に準備しましょう。

③訪問時の説明資料を準備しましょう

挨拶状(29ページ)・加入促進チラシ(30ページ)・ 入会申込書を作成しましょう。

総会資料(自治会の活動内容がわかるもの)などを準備しましょう。



イベント案内チラシなど自治会の活動が具体的にわかる資料 を用意するとより良い説明ができます。

(2) 訪問方法

訪問する際は、自治会への加入を強制するのではなく、一人ひとりの力が地域づく りを支える力となることを伝えることが重要です。自治会加入の必要性を理解して もらい、自発的に加入してもらうことが望ましいです。

1訪問人数

2~3人(可能な限りの役員が同行しましょう)



数名で訪問する際、女性も同行した方が相手の受ける印象もやわらぐため、話を進めやすくなります。

2訪問時期

新規転入者の場合・・居住開始後に間を置かずに訪問

既居住者の場合・・イベントなどの開催に合わせて訪問



新規転入者への訪問は、できるだけ入居後1週間以内に行う ようにしましょう。

注意

自治会にあまり関心のない方の場合は、積極的な訪問・勧誘を行うことで距離を置かれてしまい、逆効果となる場合があります。無理な訪問・勧誘はせず、地域イベント等への参加を促し、まずは地域に馴染んでもらうよう心がけましょう。

③訪問時間帯

相手の応対可能な時間帯を考慮しましょう。 (夜の訪問はなるべく控えましょう)



休日の午前中はゆっくり休んでいることが多いため、訪問を 避けた方が良いでしょう。

4訪 問

初回訪問時

自治会に関する簡単な説明にとどめ、加入を勧めます。 加入を断られても、まずは、資料を受け取ってもらいましょう。(初回は5分程度で済ませるようにしましょう。)

2回目以降訪問時

1 週間程度時間を置き、改めて資料を持参して説明し、加入を促します。加入を断られても、イベントの度に案内書を持参して参加を勧めましょう。また、訪問する人を替えるなどして、継続したアプローチを心がけましょう。



不在時は資料を郵便受けに投かんし、後日改めて訪問するようにしましょう。

5持っていくもの

[新規転入者の場合]

- 挨拶状
- ・加入促進チラシ(ノベルティグッズ)
- 入会申込書
- ・ 総会資料 (会則・自治会の活動内容など)
- イベント案内チラシ
- 自治会の区域図
- その他各自治会独自の資料 (地域ならではの伝統に関する資料など)

[既居住者の場合]

- 加入促進チラシ(ノベルティグッズ)
- 入会申込書
- ・総会資料(会則・自治会の活動内容など)
- イベント案内チラシ
- その他各自治会独自の資料 (地域ならではの伝統に関する資料など)



新しく転入してきた世帯は、地域の公共施設や医療機関、 災害時の避難場所などの情報を十分に持っていません。 それらの情報を得られる地図や案内を配布すると、自治会 に関心をもってもらうきっかけになります。



・ 子どもがいる世帯には、お祭りなどの行事や見守り活動など、 子どもとのつながりを活かした案内をすると効果的です。

(3) 分譲住宅・集合住宅居住者への加入呼びかけ

分譲住宅・集合住宅の居住者は、自治会活動に関心が低くなりがちです。集合住宅には分譲や賃貸などの種類があり、また、住む方は、子育て中の世帯や学生、単身世帯など様々ですので、それぞれの対応が必要となります。

分譲住宅・分譲マンションの場合

販売会社や管理会社から契約者に対し、自治会加入の働きかけをしてもらうよう依頼しましょう。

自治会の発行資料などを各戸ポストへ配布、または、共 用部分の掲示板などを利用させてもらえるよう依頼しま しょう。



建築中の分譲住宅・集合住宅については、早めに販売会社などに対して自治会への加入を販売条件に入れてもらえるかを相談するとともに、入居者に対しての加入を勧めてもらうよう依頼しましょう。



賃貸マンション・アパートの場合

まずは、家主自身に対する呼びかけを行いましょう。 次に、家主自身に自治会の窓口となってもらい、加入 促進の協力を依頼しましょう。

地域内に住んでいる家主には、自治会の窓口になって いただくよう依頼しましょう。

家主に対して自治会への加入や、家賃に合わせた会費の徴収などを協力してもらえるよう働きかけましょう。

居住者に対しては、建物周辺の清掃など、まずは負担の ない範囲でできることから自治会の活動に参加してもら うようにしましょう。



火事や地震などの自然災害、いざというときに自治会に加入していることのメリットを伝えるようにしましょう。



(4) 学生・短期居住単身者への加入呼びかけ

学生や短期居住者は、自治会の活動に関心が低いことが多く、加入の呼びかけに苦慮します。居住期間中にもしものことがあったら、地域のつながりがあるからこそできることをアピールし、できる範囲で活動に参加してもらうよう働きかけましょう。

学生・短期居住単身者の場合

防犯・防災活動など、身近な地域の支え合いを例にと り、自治会活動の重要性を伝えましょう。

短期居住者に対しても、いざというときのための自治 会の存在を理解してもらいましょう。

活動については、それぞれの事情に合わせて参加できることを伝えましょう。

集合住宅居住者については、家主への協力を依頼しましょう。

大学や専門学校などの学生課(事務局)に対して、学生の自治会加入や活動への参加を働きかけましょう。



学生については会費の割引など、金額面での負担を減らすことで加入してもらうのも一つの方法です。

(5) 外国人への加入呼びかけ

鹿沼市内では、多くの外国人が地域で暮らしています。外国人の加入は、自治会の 行事を国際色豊かなものとしてくれます。また、ごみの出し方や騒音など日本での生 活ルールをきちんと理解してもらうことにもつながります。そのほか、防犯・防災活 動などで協力してもらったり、災害時にほかの外国人へ情報を伝えてもらう役割も 期待できます。地域で生活する一人として、参加してもらうよう呼びかけましょう。

外国人の場合

自治会活動という習慣がない国もあるので、イラスト や写真などを使って自治会の活動を紹介する資料を作成 し、加入を呼びかけましょう。

地域のまつりなどの自治会の行事や近隣の清掃など、 まずは、負担の少ない範囲で活動に参加してもらうよう にしましょう。

集合住宅(社宅)居住者については、家主(事業所)へ の協力を依頼しましょう。

お互いの生活習慣や文化の違いに配慮して、接するように心がけましょう。



加入案内や訪問等が不安な場合は、鹿沼市国際交流協会に相談してみましょう。

※鹿沼市国際交流協会 鹿沼市下横町 1302-5(まちなか交流プラザ内) 0289-60-5931

(6) 事業者に対する働きかけ

同じ地域の一員として、事業者にも加入を依頼しましょう。

地元の情報は、事業者にとっても大切なことで、いざというときの協力体制が築けることはお互いにメリットのあることです。

事業者の場合



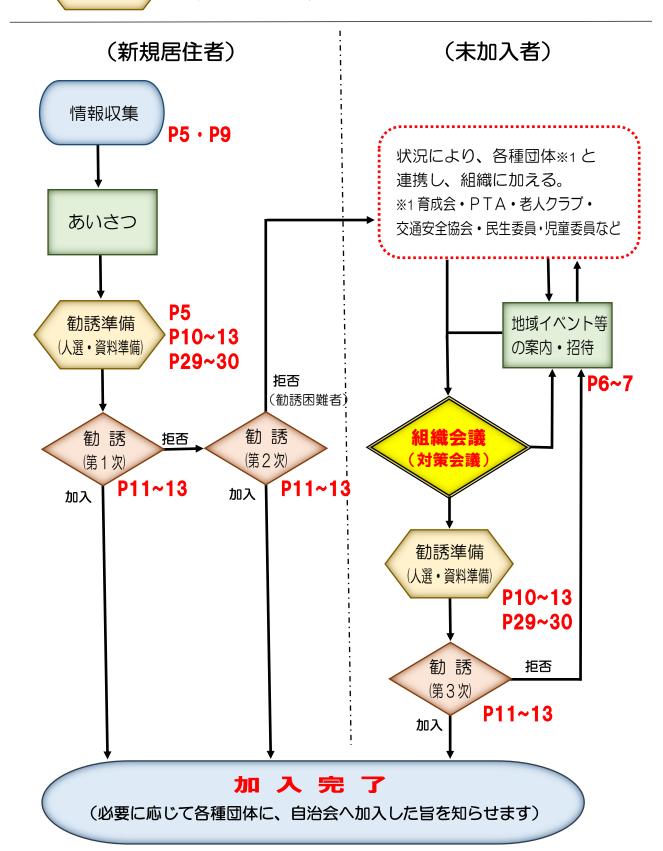
事業者の方には地域イベントなどの行事への参加や協賛、 ゴミ拾いや清掃活動などで、地域に貢献していただくよう お願いしましょう。



(7) 自治会加入勧誘活動の流れ(フローチャート)

事前準備

- 自治会『勧誘組織体制』を整えます。
- $(P5\sim6)$
- 資料の作成・準備をします。 (P10・P13・P29~30)



(8) 一般的な想定質問と回答例(Q&A)

加入の呼びかけで訪問すると、相手から質問されることがあります。質問の内容によっては、答えに詰まってしまうこともあるかもしれませんが、加入していただくには相手の質問にしっかり答え、理解してもらうことが大切です。

ここでは住民からの想定質問と回答例を掲載します。ここに挙げたものはあくまでも一般例ですので、自治会の活動状況に応じてご活用ください。

質問①:自治会って何ですか?

回答例:自治会は、地域住民が自主的に結成し、運営している団体です。地域住民の 親睦を図るとともに地域の安全・安心に取り組み、自分たちの地域を住みよ いまちにしていくことを目的としています。

質問②:自治会はどんな活動をしているのですか?

回答例:自治会は、会員相互の親睦を図りながら、環境美化、防犯灯の設置や維持管理、防犯のためのパトロールなど、様々な活動を通じ、安全・安心な地域づくりを行っています。

質問③:自治会において親睦活動を行うメリットは何ですか?

回答例: 地域イベントなどの地域住民が交流を深めるイベントによって、近隣住民が 顔見知りになり、コミュニケーションが図られることにより、日常における 支え合いや助け合いにつながっていきます。

質問④:自治会と市の関係は?

回答例:自治会は、市とは別の地域住民組織として自主的に結成し、運営している団体ですが、市が推進する『市民との協働によるまちづくり』のパートナーとして、協力・連携しながら明るく住みよいまちづくりに取り組んでいます。また、自治会が行っている行政連絡事項の周知事務など市との連携に関する事務、自治会館などの集会施設の整備、防犯灯の設置・維持管理などに対し、市から補助金が交付されており、まちづくりにおいて、お互いを補完する関係にあります。



質問⑤:税金を払っているのだから、市が地域のことをしてくれるのでは?

回答例: 地域での日頃の支え合いや災害時の助け合いができる環境づくりは、市だけできることではありません。自治会と行政の役割を分担し、地域の実態に沿った課題の解決に向けて、住民が主体となり取り組むことが求められています。行政の行き届かない部分を補うことで、きめ細やかなまちづくりができます。

質問⑥:他の自治会や地域の団体などと合同で何か取り組むことはありますか?

回答例: 防災訓練や大規模なイベントなどは他の自治会や団体などと協力・連携して行うことがあります。また、単位自治会での対応が難しい地域の課題などについては、地区協議会や市連合会で課題解決に取り組んでいます。

質問⑦:自治会費はどのように使われているのですか?

回答例: 皆様からお預かりする会費は、地域情報の提供、防犯灯などの維持管理のための費用、地域イベントなどの親睦のためのイベントなどに使われています。また、安全・安心な地域づくりのために、交通安全協会や防犯協会への分担金などにも使われています。会費の使い方は総会により、会員の皆様の承認を得て決定しています。

質問⑧:個人情報についてはきちんと管理されているのですか?

回答例:皆様から提供いただいた個人情報は、会員名簿などに使用していますが、自治会の管理運営、緊急時の安否確認など、目的の範囲内での利用に限定し、法に基づき、適正に管理しています。法令などの定めがある場合を除き、外部に提供することはありませんのでご安心ください。

質問⑨:自治会には入らないといけないのですか?

回答例:加入は強制ではありません。しかし、防犯・防災や子どもの見守りなど、生活に密着した課題には隣近所の助け合いが必要となります。また、防犯灯の設置や維持管理も自治会が行っています。ぜひ加入してください。



質問⑩:自治会に入らないとゴミステーションは使えないのですか?

回答例:毎日の生活で欠かせないゴミステーションの維持管理の大半は、自治会が 行っています。未加入でも使えないことはありませんが、ぜひ自治会に加入 (引き続き加入)してください。

質問⑪: 自治会に加入するとどんなメリットがありますか?

回答例: 自治会は、加入者が自分たちの住む地域をよりよくするために考え、力を出し合って活動している組織です。活動の結果、安全・安心で住みよい地域となることが最大のメリットといえます。より良い地域づくりは、多くの皆様の参加により実現します。ぜひ力をお貸しください。

質問⑫:高齢になったので自治会をやめたいのですが?

回答例:年を重ねるほど、地域での支え合いや人とのつながりが必要となります。 活動については、できる範囲でかまいませんので、ぜひ引き続き加入・参加 してください。

質問(3): 学生なので自治会に加入しなくてもいいですか?

回答例: 学生も地域で生活する一人として、ぜひご加入ください。これから社会に出ていく中で、自治会活動での経験はきっと役に立つと思います。お祭りなどのイベントに協力してください。

質問(4): 単身で帰りも遅く、自治会活動に参加できないのですが?

回答例:地域で生活する一人として、ぜひご加入ください。休日の行事、お祭りなど のイベントなど、できる範囲で参加していただければかまいません。

質問⑮:この地域に長くは住まないのですが?

回答例:短期間でも何かの縁で〇〇町に住むことになったのですから、同じ地域で生活する一人として、ぜひご加入ください。災害などはいつ発生するか分かりません。いざという時のためにも、日頃から地域での交流を持つことにより安心して暮せる環境をつくりましょう。

6. 自治会の円滑な運営と活性化のためのヒント

チラシや広報紙を工夫して自治会をアピール

地域イベントなどのお知らせの際には、リーフレットや広報紙を使ってPRしている自治会が多いと思います。

これらは最も身近な情報発信の手法として有効ですが、 すぐに大きな効果を生むことは難しいため、継続していく ことが大切だと考えられます。

『デザイン』や『内容』なども工夫してみましょう。



●例えば・・・

目を引く見せ方を心がける

- ・興味がわくような見出しを心がけ、文章を短くするなど誰でも理解できる内容を意識する。
- カラー印刷や活動の様子がわかる写真などにより、インパクトのあるデザインを心掛ける。

自治会の役割や存在感をアピール

- 自治会の存在を知ってもらうために、『どのような組織なのか』、『どのような 活動を行っているのか』、『自治会の必要性』などを掲載する。
- 意外と知られていない自治会の範囲(〇丁目)や、窓口の連絡先を掲載する。
- 会長や役員の顔写真を載せるなど、活動している人の姿が見えるようにアピールする。

他市自治会の事例

自治会の重要性や自治会加入の必要性をアピール

自治会で独自のパンフレットを作成し、自治会がごみステーションや防犯灯管理を行っていること、暮らしやすい地域づくりのためには住民相互の協力が不可欠であることなどを記載して、自治会の重要性や自治会加入の必要性をアピールしています。

未加入者にも自治会がつくる資料を配布

未加入者は自治会の存在や活動を知らないためか、『ごみステーションの使い方があまり良くない』といったことを耳にすることがあります。ごみステーションの管理なども含め、自治会が担っている役割や必要性を未加入者に積極的に呼び掛けていきましょう。

●例えば・・・

加入・未加入問わず、欲しい情報を欲しい人へ届けることを心がける

- 転入者には年間行事が載ったスケジュールを配り、活動内容を知ってもらう。
- 自治会だよりなどの広報紙を未加入者にも配布する。
- ホームページで活動を公開し、広く周知する。
- 子どもがいる世帯には、子ども向けの活動に特化したチラシを配る。
- ・地区のゴミ出しカレンダーや活動報告などを独自に作り、加入・未加入の区別 なく配布することで、ごみ収集日のお知らせはもちろん、自治会の活動や役割 をPRする。

他市自治会の事例

未加入者へも積極的に情報提供

会員以外への情報発信も大切だと考え、自治会の連絡先を掲載した加入促進に関するチラシを全戸配布しました。そのおかげか、加入を希望する声をいただきました。

管理会社との連携

集合住宅(分譲住宅・分譲マンションなど)の場合、個々の居住者に対して加入促進を行うことが難しい場合があります。そこで、居住前(建設中)に管理会社に対し、自治会加入手続きの働きかけすると、協力してもらいやすくなります。

また、単位自治会と地区協議会の連名で、管理会社に自治会の 重要性やメリットなどをPRすることも一つの方法です。



他市自治会の事例

集合住宅入居者向け加入促進パンフレットを発行

集合住宅入居者の加入率を上げるためにパンフレットを作成しています。パンフレットには、災害時の『一時集合場所』をマンション住民が自治会に聞いてから記入する欄を設けたり、入会申込書を設けたりするなどの工夫がされています。

活動参加者へお礼状を送付

自治会活動に参加した方へお礼状を送ると『活動に参加してよかった』と思ってくれるのではないでしょうか。

ちょっとした気配りで自治会を身近に感じ、加入につながるかもしれません。

●例えば・・・

協力してくれた人にお礼状を送る

- イベントの申込書や受付簿に、住所やメールアドレスを記入する欄を設け、 イベント終了後に『はがき』や『電子メール』でお礼状を出す。
- ・お礼状には自治会名のほか、自治会役員の顔写真や名前を記載する。

他市自治会の事例

お礼状でつながりづくり

子育てイベントなどには、普段の取組ではなかなか参加していただけない若いお母さんが参加してくれます。受付時に住所やメールアドレスを記入してもらい、必ずお礼状を送るようにしています。大変な作業ですが、その後の参加・協力につながっています。

加入促進委員会を設置して積極的に加入促進

自治会に加入促進に特化した委員会などを設置し、集中的に加入促進に取り組むことも大切です。連合会の内部組織として『加入促進委員会』を設置し、単位自治会ごとの加入率の調査を実施しています。自治会ごとの具体的な状況を把握することで、その後の取組推進にもつながります。

他市自治会の事例

加入促進委員会により加入促進の取組を

地域によって集合住宅が多いなど特徴がありますが、加入率を上げるため自治会加入 促進に重点的に取り組む加入促進委員会を設置しています。連合会が一丸となって加 入促進の取組を行っています。

7. 事例集

まつり行事を生かした若手の人材づくり

毎年、夏まつりを開催しています。コミュニティ推進協議会主催の行事ですが、自治会、地区社協、食生活改善推進員、小学校、中学校、小中学校 PTA、PTA の OB 会、地区老人会など多くの団体が、夏まつりの推進、実行に関わっています。特に若者の活躍の場を図り、人材づくりに努めています。

夏まつりのポスターやチラシを地区全世帯に配布し、参加の啓発に努めています。 また、新たに引っ越してきた方へも訪問し、チラシの配布と併せて自治会の加入を勧めています。

夏まつりは、住民の心に充分浸透し、親しまれたものとなっており、若者の活躍の場でもあります。この地域に住んでいてよかったと誇りをもつ行事となっており、PTA などの若い方が活躍できる行事を多く持つことで、自治会加入の良さを知り、加入促進の効果が進むようにしています。

★ポイント★

まつりや行事を通して、住民のまちづくりへの共感と地域への愛着、自尊感情の向上 を図ることができます。

転入のタイミングを逃さない自治会加入の働きかけ

町内に戸建て住宅が新築された場合は、自治会長と組長(班長)が出向き、学区や 自治会の活動内容を説明し、加入を勧めています。

新築マンションの場合は、施工主主催の説明会に参加し、学区や自治会の活動内容を説明し、自治会加入を勧めています。過去には、集合住宅1棟全世帯の加入に成功しました。

既設の分譲マンションで、一部の部屋が賃貸となった場合にも、 自治会役員が訪問し、自治会加入の働きかけをしています。

★ポイント★

入居のタイミングに合わせて、訪問・説明するなどして加入の働きかけをすることは、 新規加入に効果的です。

カラフル作戦(入会マップ)で地域の状況把握

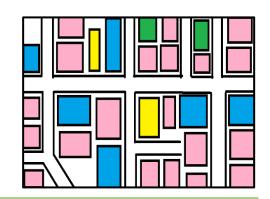
自治会離れの対策として、カラフル作戦を企画しました。自治会ごとに白紙の地図を作成し、自治会加入住宅をピンクに塗りつぶします。未加入宅をブルー、空き家をグリーン、空き地をイエローとし、未加入宅、空き家などを一目で把握できるようにしました。

また、自治会活動を整理した入会案内を別途作成し、未加入宅に自治会長、支部長、組長が一体となり、戸別訪問を実施しました。

当人からの意見を聞き出し、自治会の運営内容や行事などを説明し、加入促進ができるようになりました。その結果、会員の減少が解消されました。

地図をデジタル化することにより、色の塗り替え、挿入が簡単にでき、加入促進行動がすぐに対応できるようになりました。

この地図をピンク一色にすることが目標です。



★ポイント★

未加入・空き家などをビジュアル化することによって、自治会役員・支部長・組長などが情報を共有でき、関係者の意識改革が図れ、加入増減の理由が把握しやすくなります。

単位自治会に『加入促進組織』を設立し、定期的に対策会議を開催

自治会協議会や連合会ではなく、単位自治会内に加入促進に特化した組織を設置しています。単位自治会の中には様々な組織がありますが、その中でも重要組織と位置付け、自治会以外の外郭団体(女性団体・子ども育成会・青年部など)も組織に加

わり、未加入世帯への訪問計画の策定などを行っています。対策会議は年に2~3回開催し、状況によっては未加入世帯対象班長(組長)にも参加を要請します。

また、単位自治会独自で『自治会活動の重要性と 入会案内』を作成し、未加入世帯に配布しています。



ホームページを活用した、きめ細かな情報発信

自治会の加入状況を毎月、班ごとに調査し、自治会で集計しています。そして未加入世帯には、各班にて訪問し、自治会加入の理解をいただくと同時に、当自治会作成のホームページやポスターなどで防犯灯・防犯カメラの設置による『地域防犯』への

取組や、地域行事など、自治会が実施する様々な行事、地区内で開催されるイベントの広報や活動報告をきめ細かくおこなっています。

これらを通じて、自治会活動への理解を深めていただい て加入促進につながればと思っています。



自治会の情報発信で、活動の理解が進み、加入者が増加

自治会への未加入世帯は約150世帯のうち10~15世帯程度です。数年前は、 自治会活動が理解されず、脱会者が増えていた時期もありました。そこで、自治会 が行うイベントや防犯活動に、いつ誰が参加したという報告と、次は誰が参加するな ど、自治会の活動実績と行事予定を細かく記載した資料を毎月全世帯に回覧するよ うにしました。

すると、自治会活動がだんだん理解されるようになり、加入率も向上しました。 資料の作成は大変ですが、活動参加予定者への確認にもなって重宝されています。

おかげで、地区内では、『自治会の加入メリットがない』という言葉を聞いたことがありません。

皆さんから、『自治会があってよかった。安心して 暮らせます。』と感謝されています。



★ポイント★

広報活動は負担が大きい活動の一つですが、広報の時期や方法を工夫することにより、広報活動の効果を上げる取り組みもあります。



8. 訪問時の話しかけかた・勧誘文書(例示)

訪問時の話しかけかた

私たちは、○○自治会の役員です。

この地区にお住まいの○○様に、ぜひ自治会に加入していただきたいと思いまして、本日訪問させていただきました。

参考に自治会の資料を持参いたしましたので、検討していただけるとありがたいのですが。

再度、お伺いいたしますのでよろしくお願いします。



勧誘文書(1)

≪例≫

令和○○年○○月○○日

新しく住民になられた皆様へ

○○自治会 会長 ○○ ○○

ご挨拶

この度は、○○自治会内にご転入されましたことに対し、○○自治会を代表いたしまして、心より歓迎いたします。

私ども○○自治会では現在○○世帯が加入され、住民の親睦と住みやすい地域づくりに取り組んでおります。

つきましては、一日も早く地域になじみ、隣近所との友好の輪が広がりますよう、自治会の活動資料等をお届けいたします。ご一読いただき、自治会への加入につきまして、ご理解とご協力をお願いします。

- ◎班について
 - ○○様の所属する班は、○○班で、現在の班長さんは、○○さんです。(住所:○○町○○番地、Tel:○○-○○○○)
- ◎自治会会費について

月額 ○○円(支払い方法は、○○です。)

例:年度初めに、班長さんにお支払いください等。

ご不明な点などございましたら、お電話などお気軽にご相談ください。 ※○○自治会(会長○○○○ 電話○○-○○○)

※勧誘文書は鹿沼市自治会連合会のホームページからダウンロードできます。

≪例≫

○○自治会に入りませんか!?

自治会の役割は、互いに支えあい、そして住みよいまちをつくっていく ことです。そのために、私たち○○自治会では、いろいろな活動をしてい ます。

1 親睦交流のために

夏祭り(盆踊り)、敬老会、運動会、文化祭、演芸祭、夏休みラジオ体操、餅つき大会、グランドゴルフ大会など、子どもからお年寄りまでが楽しめる行事を行っています。

2 安心で安全なまちにするために

防犯パトロール、防犯灯の設置・維持管理や、いつ起きるか分からない災害に備えた防災訓練などを行っています。

3 生活環境をよくするために

清潔で快適なまちをつくるため、道路や公園の清掃などを行っています。ごみステーションの管理もしています。

4 いろいろな情報を伝えるために

身近な町内の情報や、生活に欠かせない市からのお知らせなどを、 回覧板などでお知らせしています。

このほかにも、子ども会や青少年育成団体、防犯協会、老人クラブなど、地域で活動する各種の団体と協力しあって様々な活動を行っています。

★問い合わせ先★

〇〇自治会

会長	電話()
班長	電話()

※勧誘文書は鹿沼市自治会連合会のホームページからダウンロードできます。

9. 本市の主な自治会活動

生活の向上

地域へ情報を届ける

広報活動

広報配布

・『広報かぬま』などの広報紙を配布

自治会からのお知らせ

- 生活に役立つ情報や、地域の行事に ついての情報を回覧などでお知らせ
- ・自治会だよりなどで、自治会の取り 組みについて周知

地域をきれいにする

環境美化

きれいなまちづくり

クリーン作戦(市民一斉清掃、街路 プランター植栽など)

ゴミステーション運営

- 市と連携し、適切な運営の推進
- ・きれいなまちづくり推進委員や、 ステーション管理者との連携

地域を元気にする

地域の活性化

親睦活動

・自治会主催事業や行事を通して住民 の交流を促し、意思疎通を図る

各種団体を支援

- 自治会外郭団体などに協力金を支給
- ・学校や社会福祉協議会などへ寄付・ 協力



安全·安心

地域の安全を守る

防犯·防災

防犯灯の設置

- 市と連携して防犯灯を設置
- ・電気代の一部負担などの維持管理

防犯活動

- ・ 防犯パトロールなどの実施
- 関係機関との連携

自主防災組織の活動

- ・ 災害対応訓練の実施
- 自主防災組織の体制改善の検討
- ・ 消防団など各団体との連携

交通安全

交通安全活動

- 登下校時交差点の交通指導員を選任
- ・警察や学校との連携
- ・ 通学路の安全確保などの検討
- ・高齢者に優しい交通の検討

学童安全見守り活動

- 登下校時の見守り
- ・危険箇所の発見し、市や学校と連携して改善の取り組み

地域を見守る

困っている方への支援

高齢者支援

- ・高齢者の見守り活動(定期・不定期)
- ・敬老事業などの推進
- 日常生活の困りごとのボランティア 支援
- ・高齢者の居場所づくりなど環境整備

地域包括ケアシステム

- •『住み慣れたところでいつまでも自分 らしく過ごせる』地域体制づくりの 検討(第2層協議体)
- 居場所づくりや健康づくりの講習会の開催

10. 資料

【自治会加入促進基本綱領】

(自治会活動は、会員のより良い生活のため)

1. 自治会への加入及び活動への参画は、自治会住民が自主的、主体的に、かつ心豊かに行うものであり、居住する地域及び自治会を住みやすくし、安心・安全な生活環境を創出するために必要不可欠であり、大変重要なことです。

(自治会員間の尊重し合う心を醸成するため)

自治会員は、上下関係を有するものではなく、思いやりと相互理解の精神をもって信頼関係を築き、互いを尊重し活動しましょう。

(加入促進及び勧誘活動は単位自治会が主体的に取り組む)

1. 自治会への加入促進及び勧誘活動は、自治会活動の基本的かつ根幹をなす活動であり、各自治会が責任を持って、積極的に取り組みましょう。

(地区自治会協議会、自治会連合会及び関係機関との連携)

1. 地区自治会協議会及び自治会連合会は、各自治会の加入促進及び勧誘活動を支援 し、情報の共有化や水平展開、行政をはじめとする関係機関との連携を強固に各 種支援策を推進します。

附 則

この綱領は、令和4年2月17日から施行する。

【自治会加入促進特別委員会規約】

(目的)

第1条 本会は、本市における自治会への加入促進を目的とする。

(名称)

第2条 本会は、自治会加入促進特別委員会と称する。

(事業)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 自治会への加入促進に関する調査・研究及び事業の企画
 - (2) 宅建業協会との意見交換会について企画・運営
 - (3) その他目的達成に必要な事項

(委員の選任)

- 第4条 委員は各地区自治会協議会の推薦により、地区代表者1名を選任する。
 - 2 鹿沼市自治会連合会会長を本会の顧問に選任する。

(役員)

- 第5条 会には次の役員をおく。
 - (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 1名
 - (3) 執行委員 若干名
 - 2 委員長、副委員長、執行委員は委員の互選により決定する。

(役員及び委員の職務)

- 第6条 委員長は、会を代表し、会務を執行及び統括する。
 - 2 副委員長は、委員長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
 - 3 執行委員は、委員長及び副委員長と共に、本会の事業方針及び運営方法について協議する。
 - 4 委員は、本会の事業実施及び目的の推進にあたる。

(委員の任期)

- 第7条 委員の任期は、2年とする。
 - 2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

- 第8条 委員会及び執行委員会の開催は、委員長が招集する。
 - 2 委員会を招集するときは、委員(執行委員)に対し、会議の目的たる事項、 その内容並びに日時、場所を示して開催の7日前までに文書をもって通知しな ければならない。

(運営)

第9条 委員会はその構成員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

(表決)

第10条 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(報告)

第11条 委員会の経過並びに結果は、三役会、理事会に報告し、諮問するものとする。

附 則

- 1 本規約は令和3年11月29日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の委員の任期は、第7条第1項の本会発足時の任期は令和5年度自治会連合会総会までとする。